

資 料	江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例を一部改正することに伴う意見公募について	平成24年7月27日 生活環境部減量推進課
------------	--	--------------------------

■江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例を一部改正することに至った理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の一部が改正され、これまで全国一律に定められていた同法の第21条第1項の技術管理者のうち、市町村が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる「技術管理者の資格基準」が見直され、市町村が環境省令で定める基準を参酌し、条例で定めることとなりました。

これに伴い、江別市では改正における対応について検討を進めております。

この度はその対応のための案について、市民の声をお聴きするために、意見公募を行います。

■江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例を一部改正することと判断した理由

技術管理者の資格基準について、内容を検討した結果、環境省令で定める基準は既に高度の専門的知識や経験を基準としていることから、環境省令のとおり基準とし、規定することにしました。

■江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例改正案の内容

（別紙資料もご参照ください）

（技術管理者の資格）

法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

■施行期日

平成25年4月1日（予定）

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第二次一括法)の施行に伴う、国による義務付け、枠付けの見直しと、条例制定権の拡大の一環としての一部改正。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律 新旧対照表】

改正前	改正後
<p>(技術管理者) 第21条(略) 2(略) 3 第1項の技術管理者は、環境省令で定める資格を有する者でなければならない。</p>	<p>(技術管理者) 第21条(略) 2(略) 3 第1項の技術管理者は、環境省令で定める資格(市町村が<u>第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者にあつては、環境省令で定める基準を参酌して当該市町村の条例で定める資格</u>)を有する者でなければならない。</p>

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

(昭和四十六年九月二十三日厚生省令第三十五号)

(技術管理者の資格)

第十七条 法第二十一条第三項の規定による環境省令で定める資格は、次のとおりとする。

- 一 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第二条第一項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）
 - 二 技術士法第二条第一項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であつて、一年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
 - 三 第八条の十七第二号イからチまでに掲げる者
 - 四 前三号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
- 2 法第二十一条第三項の規定による環境省令で定める基準は、前項に定める資格を有する者であることとする。

(特別管理産業廃棄物管理責任者の資格)

第八条の十七 法第十二条の二第九項の環境省令で定める資格は、次の各号に定める区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 略
- 二 感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場
- イ 二年以上法第二十条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者
- ロ 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。ハにおいて同じ。）又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。ハにおいて同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、二年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ハ 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、三年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ニ 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。ホにおいて同じ。）若しくは化学工学に関

する科目を修めて卒業した後、四年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ホ 学校教育法 に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、五年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ヘ 学校教育法 に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号） に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、六年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ト 学校教育法 に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、七年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

チ 十年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

リ イからチまでに掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者